

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和元年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分 部 局 名	書面調査(令和元年5月)
知 事 部 局	148
教 育 委 員 会	144 (21)
警 察 本 部	64
議 会 ・ 各 委 員 (会)	6
合 計	362 (21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (平成31.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 臨 時 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,326	4,488	1,838	165	155	10	463	113	350
教 育 委 員 会	6,333	3,723	2,610	53	51	2	131	56	75
警 察 本 部	4,001	3,462	539	12	11	1	26	1	25
議 会 ・ 各 委 員 (会)	97	68	29	0	0	0	4	0	4
合 計	16,757	11,741	5,016	230	217	13	624	170	454

イ 休憩時間の利用形態の状況（平成 31. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	96	14	110	106	4	110
	計	128	15	143	139	4	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	76	52	128	125	3	128
	計	86	52	138	135	3	138
警 察 本 部	本 庁	29	6	35	26	9	35
	出 先	7	22	29	9	20	29
	計	36	28	64	35	29	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	77	7	84	75	9	84
	出 先	179	88	267	240	27	267
	合 計	256	95	351	315	36	351

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	17.6	18.9	18.3	16.1	13.3	15.7	18.8	16.8	14.8	14.6	16.4	18.4	16.6
教 育 委 員 会	17.8	14.0	14.0	13.6	9.7	11.9	15.1	12.9	12.0	11.5	12.5	17.9	13.6
警 察 本 部	24.6	31.1	24.2	24.0	23.0	26.4	28.1	30.2	32.2	32.5	26.0	24.4	27.2
議会・各委員（会）	9.8	12.8	19.9	14.8	15.5	17.5	21.2	11.6	8.5	7.7	8.2	12.4	13.5
全 平 均	20.3	23.3	20.3	19.0	16.9	19.6	22.2	21.7	21.4	21.4	19.9	20.8	20.6

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	543	570	539	437	275	369	595	480	366	338	456	552	5,520
	11.0	11.6	11.0	8.9	5.6	7.5	12.1	9.8	7.5	6.9	9.3	11.3	9.4
教 育 委 員 会	84	55	56	78	42	65	76	49	53	43	41	76	718
	12.7	8.5	8.6	12.0	6.4	9.9	11.7	7.6	8.2	6.6	6.3	11.7	9.2
警 察 本 部	189	350	140	117	122	181	250	346	399	452	179	145	2,870
	5.2	9.7	3.9	3.2	3.4	5.0	6.8	9.5	10.9	12.3	4.9	3.8	6.5
議会・各委員（会）	0	2	2	3	6	12	6	3	0	1	0	1	36
	0.0	3.7	3.4	5.1	11.5	21.1	10.2	5.9	0.0	2.0	0.0	1.7	5.4
全 平 均	816	977	737	635	445	627	927	878	818	834	676	774	9,144
	8.8	10.6	8.0	6.9	4.8	6.8	10.0	9.5	8.8	9.0	7.3	8.2	8.2

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	12 (8)	1 (0)	13 (8)
教 育 委 員 会	10 (4)	1 (1)	11 (5)
警 察 本 部	3 (0)	0 (0)	3 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	25 (12)	2 (1)	27 (13)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	1 (0)	1 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	17 (0)	0 (0)	17 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	17 (0)	1 (0)	18 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	11 (0)	0 (0)	11 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	11 (0)	0 (0)	11 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	824	16,480	16,229	7,026	8.5	21.5
	非管理職	4,886	97,620	85,376	51,565	10.6	28.2
	合計	5,710	114,100	101,605	58,591	10.3	27.2
教育委員会	管理職	429	8,580	8,493	2,801	6.5	16.4
	非管理職	5,769	114,388	99,603	70,060	12.1	32.7
	合計	6,198	122,968	108,096	72,861	11.8	31.5
警察本部	管理職	154	3,100	3,044	1,602	10.4	26.1
	非管理職	3,736	74,919	70,821	40,104	10.7	27.5
	合計	3,890	78,019	73,865	41,706	10.7	27.5
議会・各委員(会)	管理職	39	780	780	421	10.8	27.0
	非管理職	55	1,100	1,019	516	9.4	24.4
	合計	94	1,880	1,799	937	10.0	25.5
合計	管理職	1,446	28,940	28,546	11,850	8.2	20.6
	非管理職	14,446	288,027	256,819	162,245	11.2	29.8
	合計	15,892	316,967	285,365	174,095	11.0	28.9

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成 30 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、30 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	2	197	324	198	70	32	1
	非管理職	53	913	1,507	1,099	773	497	44
	合計	55	1,110	1,831	1,297	843	529	45
教育委員会	管理職	4	157	175	70	19	3	1
	非管理職	48	607	1,410	1,624	1,399	649	32
	合計	52	764	1,585	1,694	1,418	652	33
警察本部	管理職	2	18	41	64	26	3	0
	非管理職	54	458	1,105	1,262	607	230	20
	合計	56	476	1,146	1,326	633	233	20
議会・各委員(会)	管理職	0	6	12	12	7	1	1
	非管理職	0	9	23	14	8	1	0
	合計	0	15	35	26	15	2	1
合計	管理職	8	378	552	344	122	39	3
	非管理職	155	1,987	4,045	3,999	2,787	1,377	96
	合計	163	2,365	4,597	4,343	2,909	1,416	99

カ 病気休暇の取得状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	15,952	101
		3,693	102
	実人数	505	14
教 育 委 員 会	日 時	9,914	189
		575	66
	実人数	631	12
警 察 本 部	日 時	3,431	326
		12	39
	実人数	71	18
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	284	0
		27	0
	実人数	6	0
合 計	日 時	29,581	616
		4,307	207
	実人数	1,213	44

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	
知 事 部 局	日 時	3,683	182	92	74	52	/	/	/	
		/	165	99	114	321	480	435	22,705	
	実人数	39	89	35	13	39	3	6	22	
教 育 委 員 会	日 時	5,395	176	79	150	86	/	/	/	
		/	206	194	356	399	0	0	14,145	
	実人数	65	88	40	27	55	0	0	3	
警 察 本 部	日 時	2,408	387	45	38	32	/	/	/	
		/	61	12	6	54	0	0	14,715	
	実人数	28	169	22	6	18	0	0	4	
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	218	3	2	11	4	/	/	/	
		/	0	19	15	13	0	0	0	
	実人数	2	1	2	1	2	0	0	0	
合 計	日 時	11,704	748	218	273	174	/	/	/	
		/	432	324	491	787	480	435	51,565	
	実人数	134	347	99	47	114	3	6	29	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	1,656	1,168	119	22	114	26,984	15	1	271	1,522
		6,807	8,458	405	191	/	(5.0)	/	0	/	8,822
	実人数	803	401	43	15	25	5,448	11	1	114	2,329
教 育 委 員 会	日 時	1,778	2,317	287	409	92	29,071	5	0	541	6,916
		8,320	12,861	640	1,287	/	(4.9)	/		/	16,657
	実人数	993	802	109	170	28	5,955	1	0	223	4,084
警 察 本 部	日 時	1,449	714	15	14	65	19,158	1	0	86	1,453
		1,281	947	17	24	/	(4.9)	/	0	/	4,303
	実人数	709	144	5	5	22	3,878	1	0	38	2,201
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	26	11	0	0	0	437	0	0	8	15
		122	94	0	0	/	(5.0)	/	0	/	156
	実人数	9	5	0	0	0	88	0	0	3	36
合 計	日 時	4,909	4,210	421	445	271	75,650	21	1	906	9,906
		16,530	22,360	1,062	1,502	/	(4.9)	/	0	/	29,938
	実人数	2,514	1,352	157	190	75	15,369	13	1	378	8,650

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業					休職				
		自己啓発 等休業	大学院修 学休業	配偶者同 行休業	同僚 修学部 分休業	高年齢者 部分休業	病 気	私傷病 公務	専従休 職	分限条 例第 2条第 1号 の規 定に よる 休職	そ の 他 の 職
知事部局	日	0		275			9,673	12	1,756	0	0
	分				930	0					
	人数	0		1	1	0	43	2	7	0	0
教育委員会	日	365	0	547			3,176	0	610	0	19
	分				0	0					
	人数	1	0	3	0	0	20	0	2	0	1
警察本部	日	0		0			2,276	6	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	11	2	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0			0	0	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
合計	日	365	0	822			15,125	18	2,366	0	19
	分				930	0					
	人数	1	0	4	1	0	74	4	9	0	1

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	139	118	20,962	39	3,801	236,895
	(97)	(20)	(1,388)	(1)	(152)	(9,090)
教育委員会	164	164	37,352	34	3,661	175,731
	(102)	(3)	(385)	(1)	(39)	(1,170)
警察本部	212	64	16,525	9	802	53,356
	(186)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	4	3	221	0	0	0
	(2)	(1)	(16)	(0)	(0)	(0)
合計	519	349	75,060	82	8,264	465,982
	(387)	(24)	(1,789)	(2)	(191)	(10,260)

注1 「対象者」とは「平成30年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成29年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成30年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	786	4
教育委員会	906	1
警察本部	935	1
議会・各委員(会)	9	1
合計	2,636	7

注 「対象者」とは、平成 30 年 1 月 1 日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	125	日	
	時	36	時	
	分		分	13,140
	人数	2	人数	1
教育委員会	日	162	日	
	時	0	時	
	分		分	2,940
	人数	3	人数	1
警察本部	日	69	日	
	時	2	時	
	分		分	0
	人数	3	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	356	日	
	時	38	時	
	分		分	16,080
	人数	8	人数	2

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（平成30年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,281 人	5,091 人	5,788 人
	受 診 者 (B)	2,248 人	5,031 人	5,672 人
	有 所 見 者 (C)	1,501 人	4,684 人	1,387 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	98.8%	98.0%
	有 所 見 率 (C/B)	66.8%	93.1%	24.5%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,502 人	5,545 人	75 人
	受 診 者 (B)	1,501 人	5,542 人	75 人
	有 所 見 者 (C)	942 人	4,635 人	5 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.9%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	62.8%	83.6%	6.7%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,652 人	2,424 人	2,326 人
	受 診 者 (B)	1,639 人	2,416 人	2,299 人
	有 所 見 者 (C)	1,151 人	2,103 人	1,872 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.7%	98.8%
	有 所 見 率 (C/B)	70.2%	87.0%	81.4%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	21 人	82 人	37 人
	受 診 者 (B)	21 人	81 人	37 人
	有 所 見 者 (C)	17 人	76 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	98.8%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	81.0%	93.8%	5.4%
合 計	対 象 者 (A)	5,456 人	13,142 人	8,226 人
	受 診 者 (B)	5,409 人	13,070 人	8,083 人
	有 所 見 者 (C)	3,611 人	11,498 人	3,266 人
	受 診 率 (B/A)	99.1%	99.5%	98.3%
	有 所 見 率 (C/B)	66.8%	88.0%	40.4%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成30.1.1～平成30.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	23	16
教育委員会	52	1	53
警察本部	47	2	49
議会・各委員(会)	0	2	2
合計	122	21	143

セ 安全衛生管理体制(令和元.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	17	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	67	67	67	67
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	25	22	25	25
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	110	106	110	110
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	35	35
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	51	51
警察本部	人事委員会	0	0	9	9
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	97	97
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
元. 7. 12	第3号	元. 7. 12	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、ふたば医療センター長を追加し、総括参事及び参事を削除した。

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
2. 2. 25	第4号	2. 4. 1	○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、同法第22条第1項の内容が同法第22条に改められることから、規則中の引用箇所を改めた。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
2. 2. 25	第5号	2. 2. 25	○ 職員の派遣先公益的法人の内、「公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構」を削除するほか、文言を整理した。